

山形県の最低賃金が改正されました！

| 山形県最低賃金 | 最低賃金額 | | 効力発生日 |
|---------|-------|------|------------|
| | 時間額 | 900円 | 令和5年10月14日 |

| 特定(産業別)最低賃金 | 最低賃金額 | | 効力発生日 |
|------------------------|-------|------|------------|
| 一般産業用機械・装置等製造業 | 時間額 | 961円 | 令和5年12月25日 |
| 電気機械器具等製造業 | 時間額 | 945円 | |
| 自動車・同附属品製造業 | 時間額 | 961円 | |
| 自動車整備業 (分解整備従事者に限る) | 時間額 | 965円 | |

※1 「一般産業用機械・装置等製造業」、「電気機械器具等製造業」は略称での表記。

2 特定(産業別)最低賃金は、山形県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室 (TEL 023-624-8224) 又は最寄りの労働基準監督署

〈掲載文例2〉 ※山形県最低賃金を掲載済みの場合

山形県の特定(産業別)最低賃金が改正されました！

| 特定(産業別)最低賃金 | 最低賃金額 | | 効力発生日 |
|------------------------|-------|------|------------|
| 一般産業用機械・装置等製造業 | 時間額 | 961円 | 令和5年12月25日 |
| 電気機械器具等製造業 | 時間額 | 945円 | |
| 自動車・同附属品製造業 | 時間額 | 961円 | |
| 自動車整備業 (分解整備従事者に限る) | 時間額 | 965円 | |

※1 「一般産業用機械・装置等製造業」、「電気機械器具等製造業」は略称での表記。

2 特定(産業別)最低賃金は、山形県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室 (TEL 023-624-8224) 又は最寄りの労働基準監督署

〈掲載文例3〉

〈掲載文例4〉 ※山形県最低賃金を掲載済みの場合

山形県の最低賃金が改正

【山形県最低賃金】

▼時間額 900円

▼効力発生日 令和5年10月14日

【特定(産業別)最低賃金】

▼一般産業用機械・装置等製造業 時間額 961円

▼電気機械器具等製造業 同 945円

▼自動車・同附属品製造業 同 961円

▼自動車整備業(分解整備従事者に限る) 同 965円

▼効力発生日 令和5年12月25日

問合せ先 山形労働局労働基準部賃金室
TEL 023(624)8224
又は最寄りの労働基準監督署

山形県の最低賃金が改正

【特定(産業別)最低賃金】

▼一般産業用機械・装置等製造業 時間額 961円

▼電気機械器具等製造業 同 945円

▼自動車・同附属品製造業 同 961円

▼自動車整備業(分解整備従事者に限る) 同 965円

▼効力発生日 令和5年12月25日

問合せ先 山形労働局労働基準部賃金室
TEL 023(624)8224
又は最寄りの労働基準監督署